

可燃ごみ持込手数料の改定について(お知らせ)

愛知・犬上4町の可燃ごみを処理している湖東広域衛生管理組合では、ごみ処理施設であるリバーセンターへ可燃ごみ(布団類を含む)を直接搬入する際に、ごみ持込手数料を徴収させていただいております。

現在のごみ持込手数料は、平成14年度に改定したもので24年が経過しました。その間、近隣のごみ処理施設では消費税率の改定等を契機に持込手数料の改定が実施されましたが、湖東広域衛生管理組合では新ごみ処理施設の建設計画があったことからごみ持込手数料を据え置いてきました。

しかしながら、新ごみ処理施設の稼働開始が延期となったことから、リバーセンターについても今後10数年の稼働延長が必要となり、その維持管理費は昨今の人件費並びに物価高騰の影響を受け大幅に増加しております。

よって、維持管理費等の経費について、受益者負担の適正化を図ることを目的にごみ持込手数料の改定を令和8年4月1日より下記表のとおり実施することとしました。

つきましては、リバーセンターに可燃ごみを直接搬入しておられる住民並びに事業者の皆さまには大変ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【ごみ持込み手数料】

対象	手数料(現行)	手数料(改定後)
事業系持込	40kg以下 750円 40kgを超えると10kg毎に200円	30kg以下 800円 30kgを超えると10kg毎に300円
家庭系持込	20kg以下無料 20kgを超えると10kg毎に 90円	10kg毎に 200円
家庭系持込(布団類)	10kg毎に 300円	10kg毎に 500円

お問い合わせ先
湖東広域衛生管理組合
リバーセンター TEL0749-45-5067